

那覇市指定障害福祉サービス事業者等 御中

那覇市障がい福祉課長
(公 印 省 略)

令和7年度那覇市障害福祉サービス事業者等集団指導について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度の集団指導につきまして、動画視聴及び資料閲覧形式により、次のとおり実施しますので、受講完了後に報告までを期限内に行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象 令和8年2月1日現在、那覇市の指定（登録）を受けている事業者
指定障害福祉サービス事業者等、指定障害児支援事業者等

2. 受講期間及び報告期限 令和8年3月25日（水）～令和8年7月25日（金）

3. 受講方法

期間中に、市ホームページ「指定障害福祉サービス事業所 関連情報」→「5指導及び監査（指定障害福祉サービス事業所）」のページ内に掲載している、動画及び資料を閲覧してください。

<https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/syougai/fukushi/1003262/1003263/1003326.html>

4. 受講内容

<全事業所対象> 全サービス事業所共通

請求編

障害者虐待の実態と事業者の体制

那覇市地域生活支援拠点等整備事業について

<サービス別> 就労系、共同生活援助、訪問系、生活介護等 相談系

児童通所・訪問系、

就労選択支援

5. 受講報告

受講後、下記の「那覇市オンラインシステム」にて受講完了報告を行ってください。

受講報告は、事業所番号ごとに行ってください。（1法人で、複数の事業所番号をお持ちの場合は、事業所番号ごとに受講及び報告を行ってください。）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/5b427aa8-bcfb-43d1-91ef-1603e85b54c9/start>



※動画視聴及び受講報告に伴う通信料は、ご利用者様負担となります。

那覇市障がい福祉課

098-862-3275

事業所指定グループ、支援審査グループ、相談グループ